

自動車税環境性能割・種別割及び軽自動車税環境性能割の 申告受付及び収納代行業務の随契理由

【根拠法令】

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」

(1) 調達する役務等の内容及びその特殊性

- ・ 自動車税環境性能割・種別割及び軽自動車税環境性能割にかかる「申告受付」業務は、①自動車税環境性能割・種別割及び軽自動車税環境性能割の賦課における基礎資料である申告書（年間約28万件、日平均約1,200件）を取扱い、その内容を審査、確認し税を収納する重要な業務であること、②業務遂行にあたっては、申告書及び添付の自動車検査証の記載事項を踏まえ、納税義務の判断、課税標準、税額算定、申告内容の確認等を的確に行うための専門的知識とそれを履行できるだけの体制が必要であること、という極めて重要かつ特殊な性質を持っている。
- ・ また、申告窓口での税額誤り等の窓口トラブルは税に対する信頼を著しく損なうこととなるため、受託者には完璧な事務処理能力が求められる。そのため、本業務については岐阜県税条例施行規則第12条の2（収納の事務の委任）に規定される基準を充たす者を契約の相手と定めている。
- ・ 従って、本契約は業務委託による県組織のスリム化と業務の効率化のみならず、県政の根幹に関わる「岐阜県の信頼される税務行政の確立・遂行」「税負担の公平の達成」の一端を担うという大きな目的がある。

(2) 特定の者以外の者が供給することができないことの説明

岐阜県税条例施行規則第12条の2に規定する基準（①～③）を充たし、申告受付及び収納業務を適正かつ確実に実施することができる者は、国土交通省岐阜運輸支局から指定を受けた「自動車登録番号標交付代行者」であり、岐阜県の自動車税環境性能割・種別割及び軽自動車税環境性能割の審査、収納業務と組織一体的に行うことができる、一般社団法人岐阜県自動車会議所（以下、「会議所」という。）しかない。

- ① 委託する事務又はこれに類する事務について相当の知識及び経験を有していること。
（岐阜県税条例施行規則第12条の2(1)）
 - ・ 平成21年度以前は、唯一の「収納計器取扱者」として指定され、申告受付及び収納計器による証紙代金収納業務を長年にわたり実施してきた。
 - ・ 平成22年度からは申告受付・収納代行業務を会議所に継続して委託しており、その長年の受付実績から、委託業務の知識及び経験を相当に有している。
- ② 事業規模が委託する事務を遂行するため十分であると認められること。
（同第12条の2(2)）
 - ・ 会議所は、昭和26年12月に「岐阜県における自動車各般の健全にして調和のある発達を図ること」を目的として設立された唯一の団体である。また、前述したとおり、設立とともに、国土交通省により道路運送車両法第27条に基づく岐阜県で唯一の「自動車登録番号標交付代行者」の指定を受けている。この業務は、ナンバープレートの交付という自動車行政の根幹に関わる極めて重要な業務であり、現在に至るまで確実

に業務を遂行している。

- ・ 会議所本部が自動車税事務所等と隣接する場所に位置し、さらに軽自動車検査協会及び飛騨自動車検査登録事務所内にも事務所を有する唯一の団体である。
- ・ 「運輸支局の自動車登録」「税申告書の受付」「収納」と一体的に業務を進めており、豊富な人材から受託規模及び受託態勢は万全である。
- ③ 収納金にかかる事項を帳簿（電子計算機を使用して作成するものを含む。）によって正確に記録し、遅滞なく事務処理を行う体制を有していること（同第12条の2(3)）。
- ・ 今までの長年にわたる委託実績から、受託者側に新たな受託体制の構築が必要なく、確実、安価に委託業務を遂行できる。
- ・ 年間通じて約28万件の申告業務を、少人数で適正かつ迅速に業務を遂行することができるのは会議所のみである。
- ・ 過去から現在に至るまで、窓口でのトラブル等はなく適切に受託業務を遂行している。

＜参考＞ 一般社団法人岐阜県自動車会議所の概要

代表者： 会長 田口 隆男

所在地： 岐阜市日置江2648-2

目的： 岐阜県における自動車各般の健全にして調和のある発達を図るため、自動車関連の総合的な事業を行い、もって公共の福祉の増進に寄与すること（同法人定款第3条）

事業内容：

- (1) 自動車及び運輸に関する調査研究及び広報・啓発
- (2) 自動車及び運輸に関する事業者及び団体間の連絡調整
- (3) 自動車及び運輸に関する諸問題についての審議及びその実行の推進
- (4) 自動車及び運輸に関する意見の公表及び関係諸官庁等関係機関への要望・提言
- (5) 交通事故防止対策の推進及び協力
- (6) 交通環境対策の推進及び協力
- (7) 自動車の検査及び登録に対する協力
- (8) 自動車登録番号標交付代行業務及び自動車登録番号標封印取付け業務並びに車両番号標頒布業務
- (9) 自動車検査登録印紙、自動車審査証紙、自動車重量税印紙、収入印紙、県収入証紙、郵便切手、はがき類の売り捌き業務
- (10) 自動車の検査及び登録に係る諸用紙の売り捌き業務
- (11) 自動車税、自動車取得税の申告審査及び収納の受託業務（*税目は読替対応とのこと）
- (12) 自動車損害賠償責任保険代理店業務
- (13) 信販会社に係る自動車登録関連書類の代理交付業務
- (14) 自動車に関する相談及びサービスの提供に関する業務
- (15) 自動車会館の運営
- (16) 自動車事故被害者等への支援
- (17) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業